

「佐井村むらづくり基本条例(原案)」 に対する住民説明会が開催されました。

佐井村では、今後の自治体運営のあるべき姿を明示し、住民参加型のむらづくりの仕組みを構築するため、「佐井村むらづくり基本条例(原案)」の住民説明会を5月8日から14日までの5日間に亘り、村内5ヶ所の会場で約100名の参加を得て実施しました。

この条例(原案)は、住民の代表による「佐井村むらづくり基本条例案検討委員会」が、約半年間に亘り検討、協議しまとめられたもので、これまでの経緯については「広報さい」で紹介してきたところです。

住民説明会においては、「合併するかもしれないのに条例をつくる必要があるのか。」「条例をつくっても本当に活かされるのか。」等の意見が出されました。

これに対し、村からは、「合併する。しないに係わらず村(地域)



5月11日(金)
磯谷地区漁民研修センター



5月14日(月)
津軽海峡文化館アルサス



5月14日(月)
津軽海峡文化館アルサス

が生き残るためには、協働してむらづくりを進める住民意識と体制が必要。」「すぐに成果が見られるものではなく、それぞれの責任と役割を果たし、地域づくりに参画する意識の醸成を図ることが大事」などと説明がありました。また、村では住民が少しでも行政に関心をもっていただくよう、村が抱える課題(財政、合併、福祉、医療等)について、情報提供に努めることとしております。

今回の住民説明会を終え、5月22日に第6回目の検討委員会が開催されました。

今回は、住民説明会について各委員から、「本件について感心が低かったのではないか。」「開催案内を各種団体へも通知して参加者を多くできなかったか。」「住民投票の質問に対してもう少し具体的にしたほうがよかった。」など率直な意見や感想が出されました。

また、基本条例案の見直しについては、「第9章 評価」について、第25条に「評価結果を施策等に反映するよう努める」内容の条文を追加することとしました。

村では、これまで検討委員会で協議・検討してきた内容をもとに、村議会6月定例会に「佐井村むらづくり基本条例(案)」として提案することとしています。



5月8日(火)
牛滝地区交流促進センター



5月9日(水) 歌舞伎の館



5月10日(木)
長後地区生活改善センター